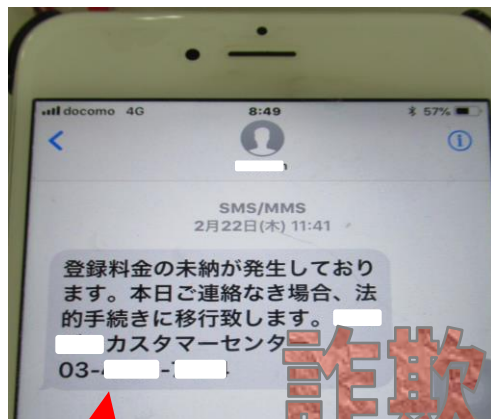
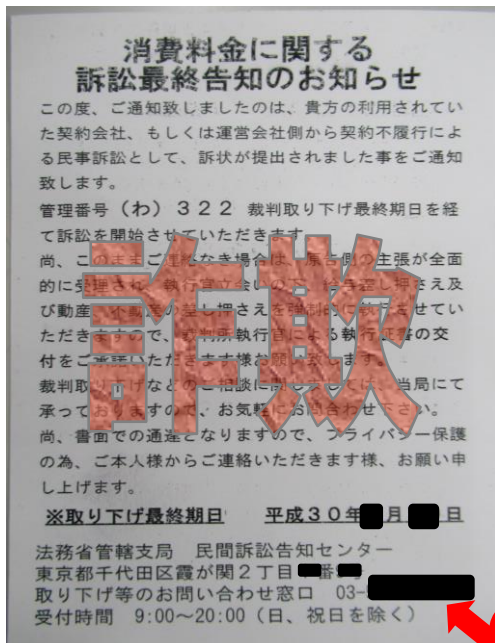


安全・安心まちづくり News 第139号

突然、あなたのところへ舞い込みます…



「裁判沙汰」「法的手続」などと不安をあおられ、書かれている電話番号にかけてしまうと、詐欺犯人の巧妙な話術にだまされてしまいます。

詐欺



詐欺の犯人に電話がつながります。

ふう(世間体)が悪い

お金さえ払えば、解決できる!?

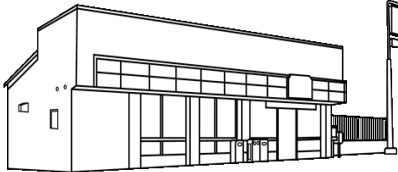
このはがきやメールは、実際に県内の方に届いた物です。最近では保護シールが貼られた手の込んだものも!

「料金が未納」というはがきやメールがきても

身に覚えのない請求は

詐欺

この料金はコンビニで支払えます。



私たちの暮らしの中で身近なコンビニエンスストア。買い物以外にも公共料金等も支払えるなど便利な反面、その便利さを詐欺の犯人は利用してきました。



記載されている電話番号にはかけないで、相手の話を鵜呑みにせず、お金を払う前に
まず **相談**
最寄りの警察署か警察相談専用電話
#9110

